

生駒市規則第 20 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 7 月 27 日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 47 年 12 月生駒市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 3 項第 4 号中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸けい肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第 4 項第 8 号を同項第 9 号とし、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第 1 第 6 項第 1 号中「の業務」の次に「、介護の業務」を加え、同表第 7 項第 9 号中「肝血管肉しゅ」の次に「又は肝細胞がん」を加え、同項第 10 号中「又は甲状腺がん」を「、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同表第 8 項を同表第 10 項とし、同表第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅ

う破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、
脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

- 9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与
える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに
付随する疾病

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成22年7月1日から
適用する。